

DI 委員会トピックス

タイトル

不活化ポリオワクチンについて

概要

厚生労働省は、4月27日、フランスのワクチンメーカー、サノフィパスツール社に対し、ポリオ（小児麻痺）単独の不活化ワクチン「イモバックスポリオ」の製造販売を承認。9月より接種は原則公費負担として乳幼児の定期接種に導入される。一方、ジフテリア、百日咳、破傷風の3種混合ワクチンに不活化ポリオを含む4種混合ワクチン（DPT-IPV）については、今後の承認を前提に、11月に導入する予定。

■■不活化ポリオワクチンの導入時期（予定）■■

- 単独の不活化ポリオワクチンの定期接種としての導入は、平成24年9月1日の予定。
- 4種混合ワクチンの定期接種への導入については、単独の不活化ポリオワクチンの導入後できるだけ早期に導入を目指すこととし、4種混合ワクチンが発売され次第、導入予定（11月 目途）。
- 単独の不活化ポリオワクチンの導入後、4種混合ワクチンが未導入の段階においては、3種混合ワクチンの未接種者についても、単独の不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンを併用することで対応することとする。

■■不活化ポリオワクチンの定期接種における接種間隔（予定）■■

- 対象年齢は、現在の生ポリオワクチンと同様とする。
- 不活化ポリオワクチン（単独・4種混合のいずれも）の接種間隔及び標準的な接種年齢は、現在の3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）ワクチンと同様とする。

接種間隔：1期初回接種は、20日から56日までの間隔をおいて3回

1期追加接種は、初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回

標準的な接種年齢：1期初回接種は、3か月～12か月未満

1期追加接種は、初回接種終了後12か月～18か月未満

- なお、上記にかかわらず、当分の間（3年程度）に限って、単独の不活化ポリオワクチンについては20日以上の間隔をおいて、必要な回数（4回以内）の接種をできることとする。

※ これは、3種混合ワクチンの既接種者、生ポリオワクチンの1回既接種者や、国内未承認ワクチンの一部既接種者については、既に接種したワクチンとの関係で、接種間隔を一律に規定することが困難であることから、単独の不活化ポリオワクチンの接種に当たっては、56日以上の間隔をおいての接種を可能とするものである。

※ この場合であっても、既接種のポリオワクチンと通算して3回目までの接種については20日から56日までの間隔をおき、4回目の接種については、3回目の接種から6か月以上の間隔をおくことが望ましいものとする。

- 二種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができることとする。

参考文献

厚生労働省ホームページ<予防接種情報>

<http://www.mhlw.go.jp/>